



屋外広告物と景観まちづくり

特集1

お店や道路沿いに掲げられた看板などの「屋外広告物」は私たちの生活に必要な情報源であり、まちににぎわいや活気を与えるものでもあります。

私たちが普段まちで見かける屋外広告物には、景観を良好に保つためのルールが定められていることを知っていますか？

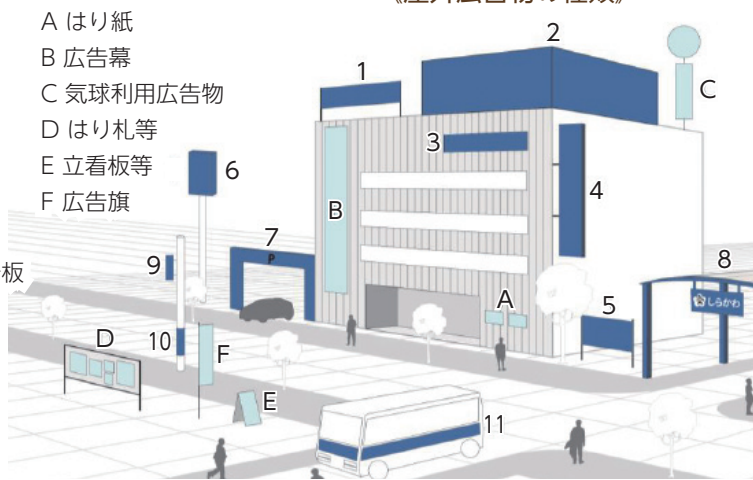
■ 固定広告物

- 1 屋上利用広告板
- 2 屋上利用広告塔
- 3 壁面利用広告板
- 4 壁面突出広告板
- 5 建植広告板
- 6 建植広告塔
- 7 アーチ広告塔
- 8 アーケード利用広告板
- 9 袖看板
- 10 巻たて看板
- 11 車体外面広告板

■ 簡易広告物

- A はり紙
- B 広告幕
- C 気球利用広告物
- D はり札等
- E 立看板等
- F 広告旗

《屋外広告物の種類》



屋外広告物とは

「常時または一定の期間、継続して屋外で公衆に表示されるもの」を指し、建物の壁面などに設置されるものやアドバルーンなど、さまざまな種類があります。また、商業広告だけでなく、営利を目的としないものも屋外広告物に該当します。

良好な景観形成のためのルール

市では、これまで受け継いできた歴史景観や美しい自然景観を守り育てていくとともに、屋外広告物の落下・倒壊などによる事故を防止するため「白河市屋外広告物等に関する条例」を制定しています。

条例では、禁止地域や禁止物件のほか、許可地域で表示できる広告物の面積や高さ、色彩などの基準を設けています。

これらの基準を満たして広告物を表示するには、事前に許可が必要です。

屋外広告物の表示や設置を検討している場合は、都市計画課にご相談ください。

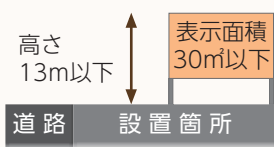
＝ 禁止地域の例

市景観計画の重点区域（小峰城跡・白河駅周辺地区、南湖公園周辺地区、白河関跡周辺地区）、文化財・公園等の区域など

＝ 許可基準

市景観計画の地区や都市計画法上の用途に応じた地域区分と広告物の種類ごとに許可基準が決まっています。

《許可基準の例》 建植広告板の場合



表示面積の2分の1を超えて彩度が12を超える色彩を使用しない。

※彩度とは、色の鮮やかさを表す数値のこと。

適正な維持管理をお願いします

近年、老朽化や大型台風・ゲリラ豪雨・竜巻などの影響により、全国的に屋外広告物の落下・倒壊事故が発生しています。

屋外広告物を設置している皆さんは、左のチェックリストを参考に日常点検を行うとともに、補修や取り替えの計画を立て、屋外広告物を良好な状態に保つようお願いします。

広告物の種類により、点検の内容は異なりますが、重要なことは「異変に気付くこと」です。点検の結果、少しでも危ないと感じたら、立ち入り禁止の措置を行い、見張りの人を置き、注意喚起を行ってください。また、人通りの多い場所では、警察への連絡もお願いします。

二 日常点検のチェックリスト

- 看板の支柱の根元からサビが出ていませんか
- 看板が傾いていませんか
- 袖看板と壁の結合部に使われている金具などからサビが出ていませんか
- 袖看板は壁から垂直についていますか
- アクリル板にヒビが入っていませんか
- アクリル板が外れそうになっていませんか
- 看板のパネル（表示面）がガタついていませんか
- 照明は正しく点灯しますか
- 外照式看板の照明器具が傾いたり、外れかけていませんか
- 看板部材が欠落していませんか



9月1日～10日は
屋外広告物適正化旬間です。

皆さんも、身近にある屋外広告物をもう一度点検してみましょう！

もっと知ろう！ 屋外広告物

市ホームページで屋外広告物の許可基準や適正な管理方法などの詳細をご覧になれます。

II 白河市屋外広告物の手引き



II オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック



☎ 都市計画課
内 2 2 3 2



《市民など》
地域貢献している店舗や
企業を応援



《広告主・事業者》
企業のイメージアップ
と地域の利益の両立



《行政》
魅力ある広告物を創出
する仕組みづくり・普及啓発



《屋外広告物業者》
魅力ある広告物の提供

広告主・事業者、屋外広告物業者、市民、行政など、屋外広告物に関わる皆さんが「丸となり」「まちの魅力・価値の向上」「効果的な情報伝達」「危険のない安全なまちづくり」を目指しましょう。

未来につなごう、良好な景観